

ベヴァリッジのパターナリズムと自由 - 慈善活動と失業保険・職業紹介所の成立を通して -

永嶋信二郎*

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科

【要旨】本稿は、福祉国家が形成される過程において、パターナリズムと自由の関係性という問題がどのように展開してきたのかについて検討するために、『ベヴァリッジ報告』を執筆したベヴァリッジの議論の源流である 20 世紀初頭における思想に焦点をあて、ベヴァリッジがパターナリズムと自由がどのように捉えられていたのかについて、彼の慈善活動や失業保険・職業紹介所に関する分析を通して検討した。その結果、ベヴァリッジの議論というのは、パターナリスティックな観点から政府の介入を主張したわけではなく、むしろ実質的な自由を保障する取り組みとして主張されていたということが明らかとなった。

キーワード：ベヴァリッジ、パターナリズム、自由

I. はじめに

福祉国家が抱える基本的課題としてパターナリズムの問題が存在する。1970 年代に福祉国家は、国家が個々人の生活に直接的に関与するといういわゆるパターナリズムが自由を阻害という批判にさらされることとなった。そして、その批判の影響を受けて、1980 年代以降においてネオリベラリズムに基づいて社会保障が抑制され、福祉国家が再編されることとなった。このことをみると、福祉国家の持続可能性を検証するためには、福祉国家においてパターナリズムと自由が果たして両立することができるのだろうかということを検証することが求められる^[1]。

なお、小野塚 (2018 : 240-241) は、パターナリズムとは「上位の者が下位の者の利益を擁護し、また不利益を回避するためと称して、下位の者の意思に反しても、その立場や行動に介入しようとする人間関係を意味する語」であり、「家父長が家の中の女と子どもを保護するために、彼らの自由や自己決定権に介入するお節介な性格をも」つと指摘する。

また玉手 (2022 : 17) は、パターナリズムを「本人の利益になる行為を相手の同意抜きに強制すること」としたうえで、現代社会は無限のパターナリズムを許容しないが、一切のパターナリズムが拒否されるわけではないが、自律の侵害を安易に受け入れ

ることができないと指摘したうえで、『『有効な介入』』と『『個人の自律』』をバランスさせるステップを必ず踏まなければならないと指摘する。

そんななか、福祉多元主義を乗り越えるために、リバタリアン・パターナリズムの議論などを踏まえて来るべき福祉国家の理念を提示するという新たな福祉国家論を提示している橋本 (2021) は、福祉国家はむしろ実質的な自由を保障するものであると指摘する^[2]。そして、橋本 (2021) によると、福祉国家によって人々の生活が保障されるとともに、人々の能力が開花されることを促進することによって、実質的自由が保障されると指摘している。

しかし、先述のように、そもそも福祉国家がパターナリズムという性質を有するというのであれば、福祉国家はそれと同時に自由を脅かすことにもなるという懸念が生じることは否めない。それに対して、橋本 (2021) はリバタリアン・パターナリズムの議論を踏まえて、「アスリート・モデル」というものを提示し、「懂れ」を媒介にして「善き生」(生存権)が保障されることによって、この問題を克服することができるかと指摘している。

そこで、本稿では、以上の橋本 (2021) の議論を踏まえて、福祉国家が形成される過程において、パターナリズムと自由の関係性という問題がどのように展開してきたのかを明らかにするために、福祉国

2023 年 9 月 6 日受付 : 2024 年 2 月 2 日受理

* 責任著者 : 永嶋信二郎

住所 〒096-8641 北海道名寄市西 4 条北 8 丁目 1

E-mail : s.nagashima@nayoro.ac.jp

家の青写真を描いたとされる『ベヴァリッジ報告』^[3]を執筆したベヴァリッジの議論を通して検討する。そして、そのために、ベヴァリッジの議論の源流にある20世紀初頭における思想に焦点をあて、この時期におけるベヴァリッジの思想においてパターナリズムと自由がどのように捉えられていたのかについて、彼の慈善活動や失業保険・職業紹介所に関する分析^[4]を通して検討する。

以上のような問題設定をする理由は次の通りである。まず橋本は「20世紀に入ると、福祉国家は多かれ少なかれ打算の体制となり、思想的な事柄には無頓着な実務官僚の手で発展していく。『福祉国家の父』と呼ばれるW・H・ベヴァリッジ(1879~1963)は、その代表的な人物であろう」と指摘したうえで、ベヴァリッジの福祉国家論は「慈善や救済といった価値を掲げる温情的なタイプとは異なり、官僚エリート主義による合理的な制度設計に基づくシステムであった」と指摘する^[5]。さらに橋本は彼の福祉国家というのは「合理的思考に長けた官僚たちの行政的な業務」に基づいて行われるものであることを指摘したうえで、「人々の自律した生活を送れるように手助けする社会」を構想したものであると述べている。加えて、橋本は「一般に福祉事業の改革者という、周囲の人々に賞賛される博愛主義者のようなイメージを抱いてしまうが、ベヴァリッジはその正反対の人物で、地位とカネにこだわる人間だった」と指摘している^[6]。

そして、橋本は、ベヴァリッジにおける福祉国家観の例として、トインビーホール^[7]在籍時における彼の議論と職業紹介所と失業保険の創設時における議論をあげている。まず、トインビーホール在籍時におけるベヴァリッジの議論については、「ベヴァリッジは例えば、私的慈善事業で有名な『トインビーホール』の副館長に就くものの、スラム街での奉仕と慈愛に満ちた救済事業には嫌悪感があると言って、二年間でやめてしまう」と述べている^[8]。そして、ここの橋本における指摘からは、ベヴァリッジの「嫌悪感」というものが彼の福祉国家観に影響を与えていることがみてとれる。

また、ベヴァリッジが職業紹介所と失業保険を創設したことについて、橋本は「社会の問題は給与格差ではなく『失業と保険』であるとして、その解決には職業紹介所と失業保険の創設が必要であるとした。これら二つの制度を整備すれば、市場の調整機能はうまく働くだらうと彼は考えた。慈善活動に向

いていなかったベヴァリッジは、国家介入によって貧困を克服すべく、各種法案の立法化に尽力する」と述べている^[9]。そして、この橋本の指摘からは、「市場の調整機能」と「(慈善活動に向いていなかったベヴァリッジは)国家介入によって貧困を克服」したという彼の福祉国家観が垣間見える。

このように、トインビーホール在籍時、そして職業紹介所と失業保険の創設時におけるベヴァリッジの議論からは、彼の福祉国家観が垣間見える。そこで、この橋本の指摘を踏まえて、本稿では、トインビーホール在籍時、そして職業紹介所と失業保険の創設時におけるベヴァリッジの議論は一体どのようなものであったのかということ明らかにするとともに、福祉国家における基本的な課題であるパターナリズムと自由の問題をどのように捉えているのかということを検討する。

II. トインビーホール時代におけるベヴァリッジのパターナリズムと自由

ベヴァリッジは、サミュエル・バーネット^[10]によって1884年に設立された慈善団体であるトインビーホールに、バーネットの要請を受けて1903年に副館長として入所した^[11]。また、ベヴァリッジによると、彼はマンション・ハウス救済基金を通して失業問題を最初に扱うようになって1年後には、失業の専門家として名が知られるようになった^[12]。

そして、ベヴァリッジによると、ベヴァリッジは副館長としての任期中に、トインビーホールによって援助を受けた人々が2~3か月後どのような状況になっているかについて調査を行った^[13]。

その中で、彼は次のような疑問を抱くことになる。

「救済事業が終了して2~3か月後に私は安定した仕事を見つけたのか、そして何か起こったのかについて調査するために、救済した人達を訪れた。彼らのほとんどは、以前のように一仕事についてたりつかなかったりして、なんとかさすごす一年来の姿に戻っていたことがわかった。イースト・ロンドンでは経済法則がどうかしたのではないかと自問したことを覚えている。もし彼らに対する需要がないのであれば、なぜ彼らはそこから出て行ったり、飢えたり、死んだりしないのか。何が彼らを彼らがいる場所で

まさに生かしているのか。このことから不完全就労と労働の予備の理論が生じ、後に論文や講演、そして『失業—産業の問題』で発展させたのである」 Beveridge (1953 : 24=1975 : 29、訳文を一部改変)

このように、ベヴァリッジは、援助を受けた人々が援助を受ける前に同じように正規労働に就かず失業した状態となっており、貧困にあえぎながら僅かな収入で暮らしていることを見出し、なぜ労働需要がないのに、彼らは雇用がある所に移動しないのか、また移動しないとしたらなぜ食料に飢えて亡くならないのかということについて疑問を抱くことになる。

さらに、彼は慈善活動を通して次のような思いも抱くことになる。

「当時は今よりも多くの貧乏人がいた。私は次のような問題を考えていたことを覚えている。もしもっともらしい不運にみまわれた話をして、助けを求めに来た者がいて、プロの詐欺師であることがほぼわかっていたとしたら、このことを確認するために、私の住所と返済期日を示して返済を求めたうえで、金を与えるという道徳的な資格はあるのだろうか。私は時々そうしてみたが、1度を除いて金が戻ってくることはなかった。その例外は病気のため困難に陥った職人からのものであった。私は彼の道具を質に入れて金を貸して、返済をし始めていた。つまり、彼はまっすぐに生きようとしていると確信している。しかし、しばらくしたら、彼は私を永久的な援助の源泉とみなすように戻ってしまったという印象を持った。そこで、彼のために私は厳しい姿勢に転換した。

一般的に、私は一時的な慈善は、臨時雇用と同じタイプの悪—価値のない生活様式がすごさせてしまう悪—であると確信した。」 Beveridge (1953 : 26-27=1975 : 33、訳文を一部改変)。

このように、ベヴァリッジは慈善活動を行う人々からうそをついて金を騙し取することを生業とする人々に出会うことによって、慈善活動は失業者を「尊敬に値しない (unrespectable)」生活様式で暮らすことにさせてしまうと考えることになり、慈善活動ではなく、政府が失業者の救済に乗り出すべきという考えを抱くこととなった。

それを受けて、1904年の『トインビーレコード』

に掲載された論文で、ベヴァリッジは景気変動によって失業した際には、失業者の労働能力をどのように維持するかが重要であると主張した^[14]。

また、彼は、1905年の春に、慈善組織協会が設立した「不熟練労働者に関する委員会」の書記に任命され、ロンドンの港湾で働く労働者の雇用形態を中心に調査を行い、失業が社会的な窮乏や個人の性格に関する問題ではなく、産業の動向から生ずる問題であるとしたうえで、失業を三つの型に分類した。第一の類型は、特定の産業が衰退すること、また技術革新が生じたことによって、労働者が労働需要に比べて過剰となることによって失業するというものである。第二の類型は、労働需要が季節的に、または循環的に変動することによって生じる一時的な失業である。そして、第三の類型は、雇主が職に関する情報を提供し、労働者がそれを選択するという機会が欠けているために、臨時労働の労働市場に現れることによって生じるものであり、かつ長期的に存在するものである「不完全就労」である^[15]。

以上のように、ベヴァリッジは失業について3つの類型を提示したが、その中でも「不完全就労」を最も重視しており、それを廃止するということが、失業に対処する際に最優先に取り組むべき課題であると述べている。そして、職業紹介所が失業者に対して正規雇用に関する情報を提供することによって、臨時労働を解消するとともに、労働能力のある貧民を救済するために救貧法を改革することと労働能力のある貧民の問題点を改善することを提唱した^[16]。

このように、ベヴァリッジはトインビーホールでの失業・貧困調査を通して、失業に関する理論や対策を打ち出していることがわかる。そして、このことから、ベヴァリッジは失業や貧困の実態を踏まえたうえで、自らの思想や政策を構想したことがみてとれる^[17]。

III. ベヴァリッジと1911年における失業保険法の成立におけるパターナリズムと自由

ベヴァリッジは1908年に商務省に入り、事務次官であるルエリン＝スミスとともに、失業保険法案を作成した。そして1908年10月にその原案が示され、12月に商務大臣のチャーチルを通して内閣に提出された^[18]。

まず、この失業保険法案の内容について検討する。

その内容は次のようなものであった。まず、それは労働組合が任意で運営する保険と社会保険を並立するものであったが、その中でも社会保険が中心的な役割を果たすことになった。そして、不況の影響を受けやすい産業に社会保険を適用し、それ以外の産業に対しては、それぞれの産業の労働組合が設立している保険に補助金を支給するというかたちで行われることとなった。また、保険料は労働者は週2シリング、使用者と政府は週1シリングに設定された。さらに、失業保険の給付を受ける際には、職業紹介所で申請するとともに、その申請から1週間を過ぎた時点から15週の間には5週間ごとに失業保険の給付が行われた。そして、その給付額は、最初の5週は7シリング6ペンス、次の5週は6シリング、そして最後の5週は5シリングであり、次第に給付額が減少する仕組みとなっていた^[19]。

このように、失業保険法案が作成されることになったが、1908年11月にルエリン＝スミスはこの失業保険案を批判することとなる。彼は政府と使用者が失業保険に拠出することに対して批判を行うとともに、給付は賃金に比例すべきであると主張したうえで、政府が失業保険を運営することによって、仮病が誘発されるとともに、失業が増大し、非効率的な産業や労働能力が不足している労働者を温存されると主張した^[20]。

それに対して、ベヴァリッジは次のように反論した。まず、彼は使用者が保険料を拠出する必要があると主張した。なぜなら、使用者は失業保険が導入されれば、労働者は給付資格を得るために自ら規律を課して労働し、生活することになり、それによって使用者に利益がもたらされるからである。また、ベヴァリッジは失業保険が導入されることによって、労働組合が行っていた事業を奪うこととなることから、労働組合に対する補償として政府が拠出する必要があると主張する^[21]。

さらにベヴァリッジは次のような理由から均一給付を主張した。第一に、生活苦のために給付する必要がある人に給付を行うのであれば、私生活を暴く調査をしなければならないということである。第二に、高賃金を得ている人は、貯蓄や民間保険によって、自らの生活を維持することができるため、賃金に比例した給付を行う必要はないということである^[22]。

また、彼は、政府が失業保険を運営すると、仮病や解雇によって失業が引き起こされるという批判に

対しては、次のような批判を行った。第一に、労働組合が運営すると、その対象が限定されるとともに、失業保険を任意保険で運営すると失業しやすい人だけが入り、保険として成り立たなくなるために、強制加入が必要となることから政府が運営する必要があるということである。第二に、失業保険が導入されることによって、労使双方とも財政の観点から給付の申請を減らすことから失業は増えるということはないということである^[23]。

以上のような反論をしたうえで、1909年4月に開催された失業保険に関する内閣委員会において、ベヴァリッジは失業保険を給付する際に、労働争議、能力不足、酩酊、自発的な退職を理由とした申請は受け付けないことを指摘するとともに、違反した個人には給付を行うことを廃止すべきであると主張した。そして、彼は虚偽の申請を防ぐとともに、少数の産業のみに制度を適用するために、給付を受ける際には、5週間拠出することによって、1週間分の給付を受けられる条項である「ワン・イン・ファイブ・ルール」を導入することを主張した^[24]。

それに対して、チャーチルは、就業を拒否する者などに給付しないことは保険原理に反すると考え、保険制度は保険数理に基づいて運営されるべきと主張するとともに、失業した理由によって給付を受ける権利を制限すべきではないと指摘した。しかし、このチャーチルの意見は採用されず、ベヴァリッジの意見が採用され、失業保険法が制定されることとなった^[25]。

IV. ベヴァリッジと1909年における職業紹介法の成立におけるパターナリズムと自由

1908年7月にベヴァリッジはチャーチルに対して職業紹介所の提案を行った。その際に彼は、労働需要が行きわたらず、労働移動も困難であることによって失業が生じていることから、そのような失業への対策として職業紹介所を提案した。そして、チャーチルはこのベヴァリッジの提案を受け入れ、職業紹介法案が作成されることとなった^[26]。

それを踏まえて、同年12月に内閣に職業紹介法案が提出されることとなった。そこでは、職業紹介所によって失業者が職業を容易に探すことができるとともに、失業保険は仕事を探している最中の失業者の家庭を経済的に安定させることから、職業紹介所

は失業保険の業務も取り扱うこととなった。また、チャーチルは1909年2月の議会で職業紹介所を導入することを述べることに伴って、4月には職業紹介所と失業保険との関連について述べた^[27]。

そして、5月には法案が提出されることとなり、そこでは労働市場が全国規模となったことから、職業紹介所によってすべての労働者に対して雇用に関する情報を提供することを指摘した^[28]。

しかし、この職業紹介法案に対して労働組合から次のような懸念が示された。それは職業紹介所があることによって、労働争議に打撃を与えることになるということである。その懸念に対して、ベヴァリッジはチャーチルに対して、職業紹介所から提供された雇用に関する情報が労働争議によってもたらされた雇用であれば、そのことを求職者に伝えるというかたちで対処するように伝えた^[29]。

そして、職業紹介法案が職業紹介法となり1909年に成立することになるが、以上の展開からもわかるように、この法律はベヴァリッジの考えが背景となって成立したことがわかる。では彼の職業紹介所論というのは、いったいどのようなものであったのだろうか。

Beveridge(1909:198-199)によると、彼は労働市場というのは売買が成立するか否かについての情報が不十分であるために、求職者が労働を売り歩けば、買い手がそれに応ずるといような通常の市場とは異なることから、使用者が労働者を雇いたいということ、そして労働者が使用者に雇われたいということを実現するためには、政府の施策によって特定の場所を設ける必要があると指摘する。

そこで、Beveridge(1909:198-199)において、ベヴァリッジは「労働市場の組織化」ということを唱えた。それは、職業紹介所を設置することによって、雇用に関する情報を広めるというものである。また、臨時労働者という存在は、労働市場が不完全な状態であることによってもたらされる経済的損失であると指摘するとともに、不完全就労は労働者に無為をもたらすことから、労働の「非臨時化」が必要であると主張する。そのために、職業紹介所が雇用を配分することによって、同じ者が継続的に仕事することになるとともに、労働市場の組織化することを通して、労働の需給を調整されることから、労働の流動化がなされると唱えている。このように、職業紹介所が労働の予備(reserve of labour)の流動化をもたらすことから、労働の予備が合理化され、労働

の「非臨時化」が実現すると彼は主張する。

V. 実質的自由を保障する政府の介入

以上のことから、ベヴァリッジはパターナリスティックな観点から政府の介入を主張したわけではないということがわかる。なぜなら、彼は、政府が介入せずに、慈善活動に委ねてしまうと、失業者が墮落するため、政府の介入を主張したからである。また、そのような視点は失業保険にもみることができる。彼は、社会保険を提唱するとともに、労働者に対して規律を求めることも主張していた。よって、単にパターナリスティックな観点から失業保険を提唱したわけではないということがわかる^[30]。

さらに、彼は職業紹介所による「労働市場の組織化」を通して、労働者が職業紹介所によって雇用に関する情報をえることによって、彼らが臨時労働から抜け出すことができるようになることと、自身の雇用が継続されることになることを唱えたわけであるが、この取り組みというのは、労働市場における需給を調整することによって行われたものであった。よって、確かにベヴァリッジの「労働市場の組織化」は政府が介入するというものであるが、その取り組みというのは、パターナリズムに基づいて行われたものというよりは、むしろこのような取り組みを通して実質的自由を実現しようとしていたものであった。

以上のことから、トインビーホール在籍時、そして職業紹介所と失業保険の創設時におけるベヴァリッジの議論というのは、パターナリズムに基づいた取り組みというよりは、むしろ実質的な自由を保障する取り組みであったということが出来る。

脚注

[1]なお、玉手(2022)は公衆衛生におけるパターナリズムと自律の関係について検討を行っている。

[2]橋本(2021:8)は、実質的自由とは「人々の能力が全面開花する自由」のことでありと指摘している。なお、この時期に彼は救貧法王立委員会でも証言をしている。

[3]Beveridge(1942) [一圓監訳(2014)]。また、ベヴァリッジに関する代表的な研究業績としては、Beveridge(1954), Harris(1977), Harris(1996), 小峯(2006), Fraser(2023)があげられる。

[4]後述のように、ベヴァリッジは1908年の職業紹介法、そして1911年の失業保険法の創設において中心的な役割

を果たした。その詳細については、Churchill (1967), Gilbert (1966), Brown, (1971), Harris (1972), Thane (1982) Fraser (1984), Langan, and Schwartz, (1985), 永嶋 (2005), 永嶋 (2007), 永嶋 (2010), Fraser (2017), Gilbert (2019) を参照。

[5] 橋本 (2021 : 71)

[6] 橋本 (2021 : 72-73)

[7] トインビーホールについては、Briggs, and Macartney (1984) を参照。

[8] 橋本 (2021 : 72)

[9] 橋本 (2021 : 72)

[10] バーネットは、1903年11月から失業者を救済するために、失業者を特定の地域に集め、そこで就労を行うというコロニー制度によって、困窮者の救済を行った。そして、そのためにマンション・ハウス（ロンドン市長公邸）委員会を復活させることとなった。また、山本

(2020:86-87)によると、バーネットはCOS（慈善組織協会）式の失業対策事業を批判したうえで、このような取組を行ったことが指摘されている。

[11] Beveridge (1953 : 32=1975 : 40)

[12] Beveridge (1953 : 23=1975 : 28-29)

[13] Harris, (1977 : 116)

[14] Harris, (1977 : 116)

[15] Harris, (1977 : 118)

[16] Harris, (1977 : 118)

[17] このような姿勢は、本内・松村 (2017) が指摘するように、『ベヴァリッジ報告』を作成する際に、G・D・H・コールが主導した「ナフィールド調査」の影響を受けたということと共通した要素をベヴァリッジが有していることを示している。

[18] ルエリン＝スミスとベヴァリッジは、ともに職業紹介所と失業保険における失業対策としての相互の関連性を重視していた。ただ、ルエリン＝スミスの方が社会保険を重視しており、彼主導で失業保険法案が作成された。

[19] Churchill, (1967 : 305), Harris, (1972 : 304-306), Harris, (1977 : 170-171)

[20] Beveridge (1953 : 85=1975 : 109-110), Harris (1972 : 307), Harris (1977 : 172)

[21] Harris (1972 : 307-308), Harris (1977 : 172-173)

[22] Harris (1972 : 307-308), Harris (1977 : 172-173)

[23] Harris (1972 : 307-311), Harris (1977 : 172-173)

[24] Beveridge (1953 : 83=1975 : 107), Fraser (1984 : 171-172), Gilbert (1966a:270-272), Gilbert (1966b:855-856), Harris, (1972 : 312-315), Harris, (1977 : 176-177)

[25] Fraser (1984 : 171-172), Gilbert (1966a:271-272), Gilbert (1966b:855-856), Harris, (1972 : 312-314), Harris, (1977 : 176-177)

[26] Harris, (1972 : 285), Harris, (1977 : 149)

[27] Churchill, (1967 : 304-305), Gilbert (1966a:260), Harris, (1972 : 286-287), Harris, (1977 : 150-152)

[28] Churchill, (1967 : 308-309), Harris, (1977 : 152-153)

[29] Brown, (1971 : 126-127), Harris, (1972 : 289-292),

Harris, (1977 : 153-155)

[30] ベヴァリッジが失業保険のなかに保険数理に基づく保険原理だけではなく、労働者に対して規律的な要素を入れたということは、保険料を拠出すれば保険給付が受けられるという社会保険が持つ「自由」が欠けているということを意味している。そして、このことは山本 (2020) が唱えるリスpekタビリティの概念がこのようなかたちで表れているといえることができる。

謝 辞

本稿は、2021年度経済学史学会全国大会におけるセッション「福祉国家の思想史」[セッション代表者：斎藤尚氏（北海道大学）]における報告「福祉国家におけるパターナリズムと自由—ベヴァリッジとベーシック・インカムを通して—」の一部を加筆修正したものである。拙報告に対して討論者である小峯敦氏（龍谷大学）、橋本努氏（北海道大学）、西澤保氏（帝京大学）並びにセッションの参加者から有益なコメントをいただいた。謹んで感謝の意を表する。ただし、ありうべき誤りはすべて筆者の責任である。

文 献

- Beveridge, J. (1954) *Beveridge and His Plan*, Hodder and Stoughton
- Beveridge, W.H. (1909), *Unemployment: A Problem of Industry*, Longmans, Greens and Co.
- Beveridge, W.H. (1942) *Social Insurance and Allied Services*, Reported by Sir William Beveridge, Presented to Parliament by Command of His Majesty, His Majesty's Statutory Office, Cmd.6404 (一圓光彌監訳(2014)ベヴァリッジ報告 社会保険および関連サービス, 法律文化社)
- Beveridge, W.H. (1953), *Power and Influence*, Hodder and Stoughton (伊部英男訳(1975)強制と説得, 昭和堂)
- Briggs, A. and Macartney, A. (1984) *Toynbee Hall: The First Hundred Years*, Routledge & Kegan Paul
- Brown, K.D. (1971) *Labour and Unemployment 1900-1914*, David & Charles
- Churchill, R.S. (1967) *Winston Churchill : Vol.2, Young Statesman 1901-1904*, Heinemann
- Fraser, D. (1984) *The Evolution of the British Welfare State*, 2nd ed, Palgrave.
- Fraser, D. (2017) *The Evolution of the British Welfare State*, 5th ed, Palgrave.
- Fraser, D. (2023) *The Beveridge Report: Blueprint for the Welfare State*, Routledge
- Gilbert, B.B., (1966a) *The Evolution of National Insurance in Great Britain: the Origins of the Welfare State*, Michael Joseph.
- Gilbert, B.B., (1966b) *Winston Churchill versus Webbs: the Origins of British unemployment Insurance*, *The American Historical Review*, Volume 73, No.3.

- Gilbert, B.B., (2019) *The Evolution of National Insurance in Great Britain: the Origins of the Welfare State* 2nd ed., Edward Everett Root Publishers.
- Harris, J. (1972), *Unemployment in Politics: A Study in English Social Policy 1886-1914*, Clarendon Press
- Harris, J. (1977), *William Beveridge: A Biography*, Clarendon Press
- Harris, J. (1996), *William Beveridge: A Biography* 2nd ed., Clarendon Press
- 橋本努 (2021) *自由原理：来るべき福祉国家の理念*, 岩波書店
- 林健太郎 (2023) *所得保障法制成立史論—イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割*, 信山社出版
- 小峯敦 (2006) *ベヴァリッジの経済思想：ケインズたちとの交流*, 昭和堂
- Langan, M. and Schwartz, B. (eds.) (1985) *Crises in the British State 1880-1930*, Hutchinson
- 本内直樹・松村高夫 (2017) *オックスフォード大学ナフィールド・コレッジ社会再建調査, 1941年～1944年. 社会経済史学* 28 (4), 27-46.
- 永嶋信二郎 (2005) *W・H・ベヴァリッジ『失業論』の思想的背景と失業調査. 海外社会保障研究* (151), 126-132
- 永嶋信二郎 (2007) *W・H・ベヴァリッジと職業紹介法・失業保険法の成立. 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部研究紀要*(19), 73-86
- 永嶋信二郎 (2010) *W・H・ベヴァリッジ『失業論』における職業紹介所論, 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部研究紀要*(22), 31-40
- 小野塚知二 (2018) *経済史 いまを知り、未来を生きるために*, 有斐閣。
- Thane, P. (1982) *The Foundation of the Welfare State*, Longman
- セイン, P. (深澤和子・深澤敦監訳) (2000) *イギリス福祉国家の社会史 経済・社会・政治・文化的背景*, ミネルヴァ書房
- 玉手慎太郎 (2022) *公衆衛生の倫理学 国家は健康にどのまで介入すべきか*, 筑摩書房
- 山本卓 (2020) *20世紀転換期イギリスの福祉再編：リスペクリティと貧困*, 法政大学出版社

Original paper

Paternalism and Freedom on Beveridge.

-Philanthropy, labour exchange and unemployment insurance on Beveridge in early 20th century-

Shinjiro NAGASHIMA *

Department of Social Welfare, Faculty of Health and Welfare Science, Nayoro City University

Abstract: The purpose of the present study is to examine how the relationship between paternalism and freedom developed in the creation of the welfare state, focusing on William Beveridge and his perceptions on paternalism and freedom. By exploring concepts from the beginning of the twentieth century, which was the origin for discussions of Beveridge, the author of “Beveridge Report”, analyses on philanthropic activities, unemployment insurance, and labour exchange were scrutinized. As a result, it was clarified that Beveridge discussed and advocated for these projects as a guarantee for substantial freedom rather than an intervention by the government from paternalistic viewpoint.

Key words: W · H · Beveridge, paternalism, freedom